

国民年金と個人年金
ここがちがう！

国民年金と生命保険会社などの個人年金は、同じ年金でも性格や役割が違います。

	国民年金	個人年金
し く み	世代間のたすけあいにより公平に年金を支給する国の社会保障制度の一つです。	個人が任意に契約し、老後に受け取る一種の貯蓄です。
運 営	国	生命保険会社など
保 険 料	1 か月 9,000円	個人が契約した額
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかっています。	加入者の掛金とその運用利息でまかっています。
年金額の引 上 げ	物価変動に応じて年金額がスライドするため、何十年先でも、年金の価値が保障されます。(完全自動物価スライド制)	契約した時の年金額。物価スライド制を取り入れていないため、物価が上昇しても契約した内容の年金額です。
税 控 除	納めた保険料は、「社会保険料控除」として全額所得から控除されます。 受ける年金は、「公的年金控除」により全額無税です。	最高5万円までの控除です。 税の控除がなく、全額課税対象となります。
事 務 費	全額国が負担します。	加入者の掛金の中でまかいます。

人生山あり谷あり

基礎年金は次の3種類

こんな時	受けられる条件	年金額
原則として65歳から	保険料を納めた期間と免除の期間を合算して25年以上ある人	●40年間納めた人…702,000円 ●40年に満たない人 $702,000 \times \frac{(\text{納付した月数}) + (\text{免除の月数} \times \frac{1}{2})}{40 \times 12 \text{月}}$
病気やケガで障害が残ったとき	保険料を納めた期間と免除の期間が加入期間の3/4以上あること(平成8年3月までは最近の1年間に保険料の未納がないこと)	●1級…877,500円 2級…702,000円 ●子の加算 ※18歳未満の子(障害をもった子は20歳未満)と生活しているとき 第1子・第2子…各202,400円 第3子以降…1人につき67,500円
妻が受けるとき	夫の死亡により18歳未満の子(障害をもった子は20歳未満)と生活しているとき	●904,000円 ●子の加算 子が2人以上いるとき 第2子…202,400円 第3子以降…1人につき67,500円
子が受けるとき	父や母の死亡により18歳未満の子(障害をもった子は20歳未満)が残されたとき	●702,000円 ●子の加算 子が2人以上いるとき 第2子…202,400円 第3子以降…1人につき67,500円
	亡くなった人の保険料を納めた期間と免除の期間が加入期間の3/4以上あること(平成8年3月までは最近の1年間に保険料の未納がないこと)または亡くなった人が老齢基礎年金を受けられたこと	

繰上げ・繰下げ支給の受給率

■繰上げ					
年 齢	60歳から	61歳から	62歳から	63歳から	64歳から
受給率	58%	65%	72%	80%	89%
■繰下げ					
年 齢	66歳から	67歳から	68歳から	69歳から	70歳から
受給率	112%	126%	143%	164%	188%

65歳から
100%

繰上げ・繰下げ
請求もできます

老齢基礎年金は、原則として六十五歳から受けられますが、希望すれば六十五歳になる前からでも受けられます。

ただし、左の表の受給率で減額され、六十五歳になっても満額になりません。また、六十六歳から七十歳の間に繰り下げて受給することでも、この場合は、増額した年金を受けられます。

なお、繰上げで受給すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受けられなかった人が、厚生年金加入期間のある人が、老齢厚生年金の特別支給が六十五歳まで停止したりします。

基礎年金と障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類です。受給の時期や条件、年金額は、左上の表のとおりです。

20歳から全員がスタート

国民年金の被保険者は3種類 さて、あなたは？

第1号被保険者

- 20歳以上60歳未満で、農業・漁業・商工業などの自営業や自由業の人とその家族(厚生年金や共済組合に加入していない人)
- 20歳以上60歳未満の学生



第2号被保険者

会社や官庁に勤めている現役のサラリーマンなど、厚生年金保険・船員保険の被保険者本人や共済組合の組合員



第3号被保険者

厚生年金保険・船員保険や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
※主にサラリーマンの奥さん



任意加入者

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない人
- 20歳以上65歳未満の日本国民で、日本国内に住所のない人
- 厚生年金などの老齢(退職)年金の受給権者で、65歳未満の人



(※任意加入者は、第1号被保険者になります。)



20歳以上60歳未満の すべての人が加入します

日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。加入者被保険者は、保険料の払い方などの違いにより、上の表の3種類に分けられます。

また、海外居住者など一部の人は、本人の希望によって加入することができます。

保険料の額は、性別、所得、年齢に関係なく一律で一人当たり月額九千円です。

受給の基礎年金は 3種類あります

国民年金は、農業や自営業者などだけでなく、厚生年金や共済年金の加入者と、その被扶養配偶者にも共通する基礎年金を支給します。基礎年金は、老齢

保険料は
月額9,000円
(平成3年度)

保険料の納め方

市役所へ国民年金に加入の届出をして、保険料を納めなければなりません。保険料は、市役所から送られる納付書で各人が納めます。

国民年金に加入の届出は不要です。保険料は、厚生年金の保険料や共済組合の掛金から、拠出金としてまとめて支払われますので、別個に納める必要はありません。

市役所へ国民年金に加入の届出が必要です。保険料は、配偶者の加入している厚生年金や共済組合から、拠出金としてまとめて負担しますので、納める必要はありません。

市役所へ国民年金に加入の届出をして、保険料を納めなければなりません。保険料は、市役所から送られる納付書で各人が納めます。

※年金は、保険料を納めなければ、受け取ることができません。けれども……

保険料の免除制度

経済的な理由などから、保険料が納められないときは、申請すれば、保険料が免除されることがあります。その場合、免除を受けた期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額は納付した場合よりも減額になります。

■免除には、次の2つがあります。

- ▶法定免除
 - ①生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者など
- ▶申請免除
 - ①所得の少ない人や病気やけがで経済的に困窮の人
 - ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある人